

第91回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラクトシティホテル浜松 4階「平安の間」

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会当日のご出席を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・ 今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.fcc-net.co.jp/>) にてお知らせいたします。

ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	18
連結計算書類	33
計算書類	45
監査報告	55



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7296/>



株主のみなさまへ

第91回定時株主総会を2021年6月22日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社の株主総会の議案および事業の現況につき、ご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

齋藤善敬



企業理念

● 基本方針

わたしたちは、
独創的なアイデアと技術で
お客様に喜ばれる製品・サービスを
提供することで社会へ貢献します。

● 行動指針

- わたしたちは、
- 安全と環境に配慮した企業活動を行います。
 - 独創性を生かして積極的に活動します。
 - 常に自己研鑽に励み、改革・改善を行います。
 - スピーディーかつタイムリーに行動します。
 - 人の和を大切にし、明るい職場をつくります。

連結業績ハイライト（2021年3月期）

売上収益

1,461億57百万円

前期比14.6%減

税引前当期利益

83億13百万円

前期比25.0%増

営業利益

69億66百万円

前期比11.8%減

親会社の所有者に帰属する当期利益

44億62百万円

前期比13.8%増

株主各位

証券コード 7296
2021年6月3日

静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36

株式会社 エフ・シー・シー

代表取締役社長 齋藤 善敬

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後4時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2021年6月22日（火曜日）午前10時
② 場 所	静岡県浜松市中区板屋町111番地の2 オークラクトシティホテル浜松 4階「平安の間」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第91期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第91期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決定の件

以 上

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.fcc-net.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様的重要な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会当日のご出席を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後4時40分到着分まで

インターネット 当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。



詳細につきましては次頁をご覧ください

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後4時40分まで

議決権を議決権行使書面とインターネット等の双方でご行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

ご出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）



日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 オークラアクトシティホテル浜松 4階「平安の間」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

インターネット等による議決権行使のご案内

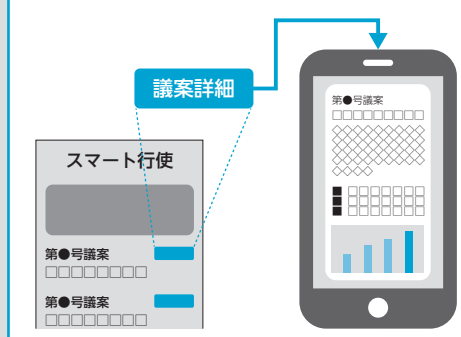
1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で株主総会議案の詳細が参照可能です。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

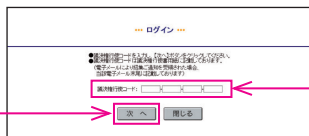
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



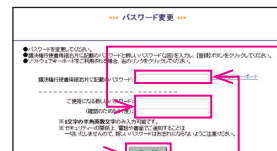
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、将来の成長のために必要な設備投資や研究開発を行い、会社の競争力を維持、強化することで企業価値の向上に努めるとともに、連結業績や配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当を継続することを基本方針としております。

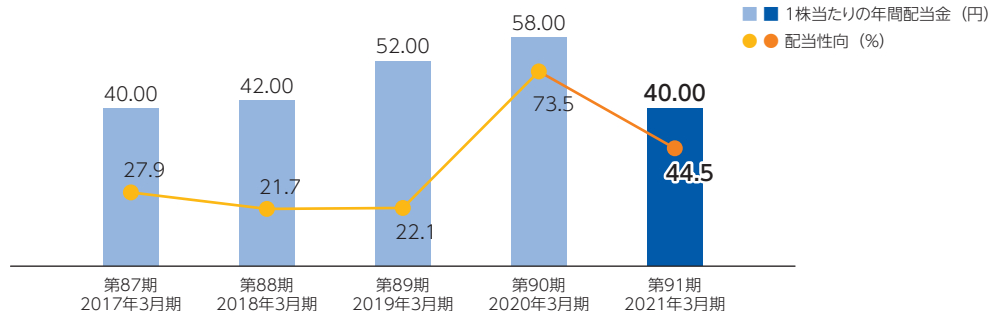
当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 20円 配当総額 993,755,960円 なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は1株につき40円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月23日

ご参考

1株当たりの
年間配当金/
配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監督機能と業務執行機能の分離を進め、意思決定の迅速化を図ることを目的に、現行定款第19条の取締役の員数を20名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案のとおり定款第32条（剰余金の配当等の決定機関）および第33条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第33条（剰余金の配当）および第34条（中間配当）を削除するものであります。
- また、上記の条文の新設および削除に伴い、条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(4) (条文省略) (新設) (新設)	(1)～(4) (現行どおり) <u>(5) 電気・電子機械器具製品の製造ならびに販売。</u> <u>(6) 農業用、環境用、エネルギー産業用等の製品の製造ならびに販売。</u>
<u>(5)～(9)</u> (条文省略)	<u>(7)～(11)</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u> 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第20条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(12) 飲食料品、衣料品、日用品雑貨、その他の物品の製造および販売。</u></p> <p><u>(13) 労働者派遣事業。</u></p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第19条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当) 第33条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第35条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の監督機能と業務執行機能の分離を進め、意思決定の迅速化を図るため、取締役3名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
1	さいとう 齋藤 善敬	再任	代表取締役社長
2	すずき 鈴木 かずと 一人	再任	常務取締役 二輪事業統括 アセアン事業統括 南米事業統括 リスクマネジメントオフィサー レース担当
3	むこうやま 向山 あつひろ 敦浩	再任	取締役 四輪事業統括 積層金型技術開発担当

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1



再任

さいとう よしたか
齋藤 善敬 (1973年11月29日生)

所有する当社の株式数
16,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2009年 2月 当社入社
- 2011年 1月 FCC (INDIANA) Mfg.,LLC (現、FCC (INDIANA) ,LLC) 取締役社長
FCC (INDIANA) ,INC. (現、FCC (INDIANA) ,LLC) 取締役社長
- 2011年 6月 当社取締役
- 2012年 4月 当社取締役北米事業統括
FCC (North America) ,INC.取締役社長
- 2012年 6月 当社常務取締役北米事業統括
- 2013年 4月 当社常務取締役二輪事業統括
- 2014年 4月 当社常務取締役購買統括兼中国事業統括兼リスクマネジメントオフィサー
- 2018年 6月 当社専務取締役営業管掌兼中国事業統括
- 2019年 4月 当社代表取締役副社長兼アライアンス担当
- 2020年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

齋藤善敬氏は、北米事業統括、二輪事業統括、中国事業統括等を歴任し、2020年から代表取締役社長として当社グループ経営全般を牽引してまいりました。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2



再任

すずき かずと
鈴木 一人 (1961年5月27日生)

所有する当社の株式数
4,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2009年 4月 当社経営企画室長
2010年 6月 当社取締役中国・南米事業統括兼経営企画室長
2011年 6月 当社取締役中国・南米事業統括兼経営企画室長兼リスクマネジメントオフィサー
2012年 1月 当社取締役中国・南米事業統括兼リスクマネジメントオフィサー
2012年 4月 当社取締役生産技術統括兼中国・南米事業統括兼リスクマネジメントオフィサー
2012年 6月 当社取締役二輪生産統括兼生産技術統括兼中国・南米事業統括
2013年 4月 当社取締役国内二輪事業統括兼中国・南米事業統括兼リスクマネジメントオフィサー
2014年 4月 当社取締役二輪事業統括兼アセアン・インド事業統括兼南米事業統括
2016年 4月 当社取締役二輪事業統括兼二輪生産統括兼アセアン事業統括兼南米事業統括
2017年 6月 当社常務取締役二輪事業統括兼二輪生産統括兼アセアン事業統括兼南米事業統括
2018年 6月 当社常務取締役二輪事業統括兼二輪生産統括兼アセアン・南米事業統括兼
リスクマネジメントオフィサー
2019年 4月 当社常務取締役二輪事業統括兼アセアン事業統括兼南米事業統括兼
リスクマネジメントオフィサー兼レース担当 (現任)

取締役候補者とした理由

鈴木一人氏は、中国事業統括、二輪事業統括、アセアン事業統括等を歴任し、生産部門における豊富な経験・知見を有しております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



再任

むこうやま あつひろ
向山 敦浩 (1963年7月31日生)

所有する当社の株式数
3,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2012年 4月 当社四輪生産統括
2012年 6月 当社取締役四輪生産統括
2013年 4月 当社取締役四輪事業統括
2015年 4月 当社取締役生産技術統括兼環境・安全統括
2019年 4月 当社取締役四輪事業統括兼積層金型技術開発担当 (現任)

取締役候補者とした理由

向山敦浩氏は、四輪事業統括、生産技術統括、環境・安全統括等を歴任し、生産技術部門における豊富な経験・知見を有しております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】選任後の取締役会の構成

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

社外取締役の取締役会に占める割合は42.9%となります。

氏名	地位
さいとう よしたか 齋藤 善敬	代表取締役社長
すずき かずと 鈴木 一人	常務取締役
むこうやま あつひろ 向山 敦浩	常務取締役
まつもと りゅうじろう 松本隆次郎	取締役 常勤監査等委員
つじ よしのり 辻 慶典	社外 独立 取締役 監査等委員
さとう まさひで 佐藤 雅秀	社外 独立 取締役 監査等委員
すぎやま かずもと 杉山 一統	社外 独立 取締役 監査等委員

社外 社外役員 独立 東京証券取引所届出独立役員

当社の新たな役員報酬制度の概要 第4号議案および第5号議案の補足説明

当社は、持続的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的として、新たな役員報酬制度を導入することといたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、個人評価報酬、業績連動賞とおよび株式報酬により構成し、第4号議案、第5号議案をそれぞれご提案するものであります。

報酬の種類	報酬の内容	給付形式	報酬枠
基本報酬	役位等に基づき月額固定額を支給	現金	第4号議案 報酬枠：年額300百万円以内
個人評価報酬	業績貢献度による評価に基づき支給		
業績連動賞与	事業年度の連結営業利益に応じて支給		
株式報酬	譲渡制限付株式を付与	株式	第5号議案 報酬枠：年額100百万円以内 年5万株以内

(注) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第86回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。変更はございません。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全かつ適切なインセンティブとして機能するよう、業績や株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、個人評価報酬、業績連動賞とおよび株式報酬により構成し、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬

基本報酬は、現金による月額固定報酬とし、役位、職責および他社の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 個人評価報酬および業績連動賞与

個人評価報酬は、個々の取締役の業績貢献度による定性的評価等に基づく現金報酬とし、翌年度の基本報酬に加算して月額で支給する。

業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益に応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

4. 株式報酬

株式報酬は、株主との価値共有を進めることを目的に、退任時までの譲渡制限を付した普通株式（譲渡制限付株式）を毎年一定の時期に付与する。

5. 報酬の割合

当社の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。報酬等の種類別の割合の目安は、標準時で基本報酬：個人評価報酬：業績連動賞与：株式報酬＝65：10：15：10とする。

6. 報酬等の内容の決定方法

役員報酬に関する事項は、その妥当性や決定プロセスの客観性、透明性を確保するため、社外取締役が過半数で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲において、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるとし、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定する。

15頁～17頁でご提案する第4号議案および第5号議案は、上記方針に沿うものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2016年6月22日開催の第86回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、取締役会の構成や役員報酬制度の見直しに伴い、その報酬額を年額300百万円以内といたしたいと存じます。当該報酬額の範囲内で、固定報酬である基本報酬に加え、個人評価報酬、業績連動賞与を支給することとし、各取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定いたします。

本議案は、当社の事業規模、報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は3名となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、年額300百万円以内となります。今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。なお、現在の対象取締役は9名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

1. 譲渡制限付株式の発行または処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行または処分は、対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受ける方法で行うものいたします。

2. 金銭報酬債権の上限額および譲渡制限付株式の上限数

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内とし、本議案に基づき譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じて当該総数を調整します。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決定することといたします。

なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記2.の年額の上限の範囲内とすること、および本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.09%（10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.9%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の常務執行役員に対し、上記と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済状況を概観しますと、新型コロナウイルス感染症の影響によりグローバルで経済活動が大幅に抑制されましたが、第1四半期を底に総じて持ち直しの動きが見られました。日本では、個人消費や輸出を中心に景気は回復傾向にあったものの、1月に緊急事態宣言が再発令されるなど、期末にかけて不透明な状況となりました。海外では、米国の景気は経済対策の効果等もあり回復が続きました。アジアでは、早期に経済活動が再開した中国は年間を通じて回復基調で推移し、インドやアセアン地域も回復しました。

自動車業界におきましては、国内外における二輪車、四輪車の販売の減少や生産活動の停止等もあり大変厳しい状況となりましたが、第2四半期以降は回復傾向が続きました。四輪車市場は、日本の新車販売は年間では2年連続の減少となりましたが、10月以降は前年比プラスで推移しました。海外では、米国は、ライトトラックを中心に販売は回復しました。中国では、新車販売は総じて堅調に推移しました。また、二輪車市場は、インドでは第2四半期以降需要が急回復し、アセアン地域も緩やかに回復しました。

このような状況の中、当社グループは、感染予防策を講じながら製品供給体制の維持に努め、生産変動に対するコストコントロールの徹底や業務の効率化などに取り組み、事業への影響を最小限に抑えるべく対応を行ってまいりました。また、第11次中期経営計画の初年度として開発力と現場力の強化、生産工程や開発プロセスのデジタル化を進め、競争力向上に努めるとともに、ペーパー応用製品やEV製品等の新事業開発を積極的に進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、二輪車用クラッチ、四輪車用クラッチの販売が減少し、売上収益は1,461億57百万円（前期比14.6%減）となりました。営業利益は、前期に計上した補償費用や減損損失の影響が無くなったものの、減収に伴う利益の減少により69億66百万円（前期比11.8%減）となりました。税引前当期利益は、金融費用の減少により83億13百万円（前期比25.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は44億62百万円（前期比13.8%増）となりました。

事業別の売上収益の状況は次のとおりであります。

区 分	売上収益 (百万円)	構成比 (%)
二輪車用クラッチ	65,197	44.6
四輪車用クラッチ	80,959	55.4
合計	146,157	100.0

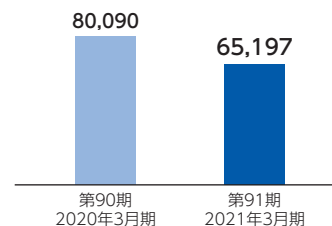
●二輪車用クラッチ

インドネシアやインドの二輪車用クラッチの販売が減少したこともあり、売上収益は651億97百万円（前期比18.6%減）、営業利益は59億4百万円（前期比40.7%減）となりました。



売上収益

(単位：百万円)



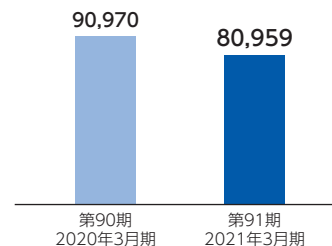
●四輪車用クラッチ

中国の四輪車用クラッチの販売は堅調に推移したものの、米国の販売が減少したこともあり、売上収益は809億59百万円（前期比11.0%減）となりました。営業利益は、前期に計上した補償費用や減損損失の影響がなくなったものの、減収に伴う利益の減少により21億77百万円（前期は10億96百万円の営業損失）となりました。



売上収益

(単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額（無形資産を含む）は63億9百万円となりました。

設備投資の主な内容は、米国における四輪車用クラッチの生産能力拡充、インドにおける二輪車用クラッチの生産能力拡充等であり、事業別の設備投資額等は、次のとおりであります。

区 分	金額（百万円）
二輪車用クラッチ	2,043
四輪車用クラッチ	3,253
共通	1,013
合計	6,309

① 当社

事業所名（所在地）	設備投資の内容
技術研究所（静岡県浜松市）	試験および測定機器
渡ヶ島工場（静岡県浜松市）	新機種対応

② 子会社

会社名（所在地）	設備投資の内容
FCC (INDIANA) ,LLC (米国)	新機種対応、生産能力拡充
FCC (Adams) ,LLC (米国)	新機種対応、生産能力拡充、建物
FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITED (インド)	新機種対応、生産能力拡充
FCC (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム)	新機種対応、生産能力拡充

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境は、ワクチン開発や接種の広がりにより新型コロナウイルス感染症の収束が期待される一方で、変異種による感染症の再拡大や都市封鎖の再開、半導体の供給不足等のリスクに留意する必要性があり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

新型コロナウイルス感染症により、人々の生活様式は大きく変容し、デジタル化の進展やカーボンニュートラル実現に向けた機運の高まりなど、新しい社会的価値観や産業構造の変化が急速に進んでおります。

また、自動車業界ではコネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化といった「CASE」や「MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）」などの技術革新が加速しており、自動車業界のみならず、他業界を含めた大きな構造変化の時代を迎えております。

このような経営環境の中で、当社グループは第11次中期経営計画を確実に実行し、コア事業の価値向上と新事業での価値創出に努めてまいります。

第11次中期経営計画（2020年度～2022年度）

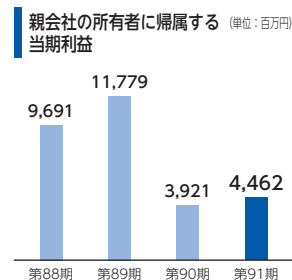
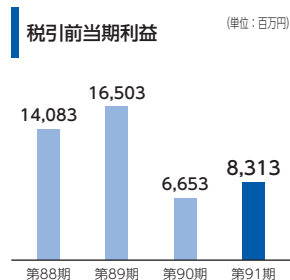
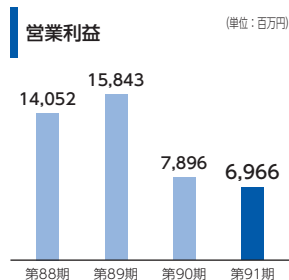
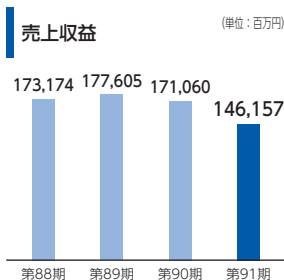
中身の進化Ⅱ Go! Reach Beyond Evolution Ⅱ
～開発力・現場力強化 デジタル進化 新事業～
方針

開発力・現場力強化による 持続的な競争力の確立
デジタル進化による モノづくりと仕事の変革
新事業開発の強化による 将来成長確保と意識変革

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第88期 2018年3月期	第89期 2019年3月期	第90期 2020年3月期	第91期 2021年3月期
売上収益	百万円 173,174	百万円 177,605	百万円 171,060	百万円 146,157
営業利益	百万円 14,052	百万円 15,843	百万円 7,896	百万円 6,966
税引前当期利益	百万円 14,083	百万円 16,503	百万円 6,653	百万円 8,313
親会社の所有者に帰属する 当期利益	百万円 9,691	百万円 11,779	百万円 3,921	百万円 4,462
基本的1株当たり当期利益	円 193.11	円 235.05	円 78.92	円 89.81
資産合計	百万円 170,302	百万円 173,644	百万円 161,727	百万円 175,644
資本合計	百万円 118,900	百万円 127,527	百万円 122,486	百万円 131,996
1株当たり親会社の所有者に 帰属する持分	円 2,337.43	円 2,533.32	円 2,432.56	円 2,621.16



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社九州エフ・シー・シー	30 百万円	100%	二輪・四輪車用クラッチの製造
FCC (INDIANA) ,LLC	17.8 百万米ドル	100% (100)	四輪車用クラッチの製造販売
FCC (THAILAND) CO.,LTD.	60 百万タイバーツ	100% (0.07)	二輪・四輪車用クラッチの製造販売
PT.FCC INDONESIA	11 百万米ドル	100% (0.55)	二輪・四輪車用クラッチの製造販売
FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITED	3,875 百万インドルピー	100%	二輪・四輪車用クラッチの製造販売

(注) 1. 出資比率の()内は、当社の子会社等を通じての所有割合で内数になっております。

2. FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITEDは、増資により資本金が増加しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主にクラッチの製造および販売を行っております。事業別の主要製品は次のとおりであります。

区分	主要製品
二輪車用クラッチ	オートバイ用クラッチ スクーター用クラッチ ATV (バギー) 用クラッチ 汎用機用クラッチ
四輪車用クラッチ	オートマチックトランスミッション用クラッチ マニュアルトランスミッション用クラッチ CVT用クラッチ ロックアップクラッチ

(8) 主要な営業所および工場**① 当社**

本社	静岡県浜松市
技術研究所	静岡県浜松市
浜北工場	静岡県浜松市
渡ヶ島工場	静岡県浜松市
鈴鹿工場	三重県鈴鹿市

② 子会社

株式会社九州エフ・シー・シー	熊本県宇城市
FCC (INDIANA) ,LLC	米国 インディアナ州
FCC (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコック市
PT.FCC INDONESIA	インドネシア カラワン県
FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITED	インド ハリヤナ州

(9) 従業員の状況

区分	従業員数（人）	
二輪車用クラッチ	4,445	(3,088)
四輪車用クラッチ	3,403	(166)
全社（共通）	512	(115)
合計	8,360	(3,369)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門および技術研究所に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,507百万円
株式会社みずほ銀行	2,400百万円

(注) 主要な借入金について記載しております。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

90,000,000株

(2) 発行済株式の総数

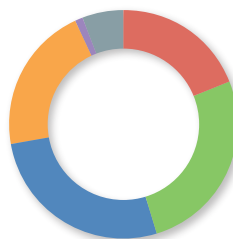
52,644,030株

(自己株式2,956,232株を含む。)

(3) 株主数

17,439名

所有者別状況



	持株数 (千株)	持株比率 (%)
個人・その他	9,967	18.9
金融機関	13,936	26.5
その他国内法人	14,239	27.0
外国法人等	10,839	20.6
証券会社	704	1.3
自己名義株式	2,956	5.6

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	10,881千株	21.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,075	6.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,531	5.1
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,483	5.0
株式会社ワイ・エー	2,019	4.1
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,315	2.6
山本恵以	1,300	2.6
GOVERNMENT OF NORWAY	920	1.9
エフ・シー・シー取引先持株会	825	1.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	716	1.4

(注) 1. 当社は自己株式を2,956,232株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
松田年真	代表取締役会長	
斎藤善敬	代表取締役社長	
糸永和広	常務取締役	北米事業統括 欧米顧客次世代開発統括 FCC (North America), INC. 取締役社長
鈴木一人	常務取締役	二輪事業統括 アセアン事業統括 南米事業統括 リスクマネジメントオフィサー レース担当
西村輝文	取締役	新事業開発統括 営業管掌
向山敦浩	取締役	四輪事業統括 積層金型技術開発担当
中谷賢史	取締役	購買統括 環境安全統括 中国事業統括
茂原敏成	取締役	研究開発統括 技術研究所長
後藤智行	取締役	生産技術統括
松本隆次郎	取締役 常勤監査等委員	
辻慶典	社外 独立 取締役 監査等委員	辻慶典法律事務所 弁護士
佐藤雅秀	社外 独立 取締役 監査等委員	佐藤雅秀公認会計士事務所 公認会計士 株式会社クレストック取締役
杉山一統	社外 独立 取締役 監査等委員	杉山法律事務所 弁護士
社外 社外役員	独立 東京証券取引所届出独立役員	

- (注) 1. 監査等委員である取締役 慶典、佐藤雅秀および杉山一統の各氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役佐藤雅秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役 慶典、佐藤雅秀および杉山一統の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理・監督者（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、情報収集の充実を図り監査等委員会の監査の実効性向上を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
7. 当事業年度末後の取締役の異動
担当および重要な兼職の状況（2021年4月1日付）

氏名	異動前	異動後
西村輝文	取締役新事業開発統括 営業管掌	取締役新事業開発統括 営業管掌 E V・電動化開発副担当
中谷賢史	取締役購買統括 環境安全統括 中国事業統括	取締役購買統括 中国事業統括
茂原敏成	取締役研究開発統括 技術研究所長	取締役研究開発統括 E V・電動化開発副担当 技術研究所長

(2) 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		員数（人）
		役員報酬	役員賞与	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	273	237	36	10
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	37 (13)	37 (13)	— (—)	5 (3)
合計 （うち社外取締役）	310 (13)	274 (13)	36 (—)	15 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第86回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております（当該定時株主総会終結時の員数は8名）。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第86回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております（当該定時株主総会終結時の員数は5名）。
4. 役員賞与は、利益の状況を示す指標等は設定しておりません。

役員報酬の決定に関する方針等

役員報酬等は、健全かつ適切なインセンティブの設定となるよう、その役割・責務に相応しい水準とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職務執行の対価として固定額を支給する役員報酬と中期経営計画に基づき設定する事業年度毎の業績や経済動向、業界動向等を勘案した役員賞与によって構成されております。監査等委員である取締役の報酬は、職務執行の対価として固定額を支給する役員報酬のみで構成されております。

これらは、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、株主総会で承認された限度額の範囲において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会決議に基づき、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に基づき支給いたします。

また、自社株の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、固定報酬額のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間に加えて退任後1年は継続して保有することとしております。

当事業年度における報酬等の額は、取締役会決議により取締役会の委任を受けた代表取締役松田年真が、上記の役員報酬の決定方針に基づき、役職ごとの職責等を勘案して決定しております。委任した理由は、当社の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業等の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、持続的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的として、新たな役員報酬制度を導入することといたしました。その概要につきましては、株主総会参考書類13頁から14頁に記載のとおりであります。

(3) 社外役員当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役 監査等委員	辻 慶 典	当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに、また、監査等委員会12回のうち11回に出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 監査等委員	佐 藤 雅 秀	当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに、また、監査等委員会12回のすべてに出席し、公認会計士としての企業財務および会計に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 監査等委員	杉 山 一 統	当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに、また、監査等委員会12回のすべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、FCC (INDIANA) ,LLC、FCC (THAILAND) CO.,LTD.、PT.FCC INDONESIAおよびFCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITEDについては当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

内部統制システムに関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法に定める業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

① **当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会からの信頼を確保するため、当社グループ全体で共有する企業行動憲章を定めこれを周知徹底する。

コンプライアンスを統括するコンプライアンスオフィサーを選任するほか、内部通報制度を設置しコンプライアンスの推進を図る。

② **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

情報管理方針および諸規程を定め、取締役の職務執行に係る情報について適切に保存および管理を行う。

③ **当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスクマネジメントを統括するリスクマネジメントオフィサーを選任し、当社グループの事業活動におけるリスクを識別し、識別したリスクを適切に管理する体制を整備する。

当社グループ全体の経営上の重要事項については、当社の取締役会においてリスクを評価し、対応を決定する。

④ **当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令に定められた事項および重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

経営会議等の会議および執行役員制度の活用により、経営の意思決定の迅速化および効率化を図る。

中期経営計画および年度事業計画を策定し、当社グループ全体の業務執行の進捗管理を行うとともに経営資源の有効活用を図る。

職務執行規程等において、職務分掌、指揮命令系統その他組織に関する基準を定める。

⑤ **当社グループ会社の当社への報告に関する体制その他当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループ会社の事業規模および重要性等を踏まえて適正に管理するため、企業行動憲章、グループ方針、グループガイドラインおよび諸規程を定める。

当社は、当社グループ会社に対して当社への定期的な報告を義務づけるほか、一定の重要事項について速やかに報告させる体制を整備する。

当社の監査部は、当社および当社グループ会社の監査を定期または必要に応じて実施する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として監査部を置く。監査部への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、監査部の使用人の任命、解任、人事異動および賃金等の改定については監査等委員会の同意を得たうえで取締役会が決定する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会は取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

監査等委員会から報告を求められた場合、迅速かつ適切な報告を行う。

内部通報制度を設置し、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

内部通報制度に関する運用規程において、報告者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。

⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の請求をした場合、速やかに当該費用を処理する。

監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上しておく。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる。

⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役、取締役および会計監査人と定期または必要に応じて意見交換を行う。

監査等委員会は監査部との連携を密にし、実効的な監査を行う。

運用状況の概要

当事業年度は取締役会を9回開催いたしました。取締役会は、取締役の職務の執行状況、コンプライアンス、リスクマネジメントおよびグループ会社の体制等に関する監督を行いました。監査部は、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス、資産の保全を目的に、当社グループ全体の内部統制の整備および運用状況について監査を行いました。監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画および業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、業務および財産の状況の調査等を通じて取締役の職務の執行や内部統制の整備および運用状況について監査、監督を行いました。

第11次中期経営計画については、年次事業計画に掲げられた目標の達成に努めるとともに、その進捗状況を取締役会において定期的に報告しております。また、取締役の指名や報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の構成や役員報酬制の見直し等に関する審議を行いました。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	39,607
営業債権及びその他の債権	31,710
その他の金融資産	4,493
棚卸資産	21,276
その他の流動資産	2,459
流動資産合計	99,548
非流動資産	
有形固定資産	57,570
のれん及び無形資産	3,934
持分法で会計処理されている投資	152
その他の金融資産	12,076
繰延税金資産	2,213
その他の非流動資産	148
非流動資産合計	76,096
資産合計	175,644

科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	16,000
借入金	7,208
その他の金融負債	492
未払法人所得税	2,217
その他の流動負債	7,418
流動負債合計	33,336
非流動負債	
その他の金融負債	1,238
退職給付に係る負債	1,251
引当金	29
繰延税金負債	7,331
その他の非流動負債	460
非流動負債合計	10,311
負債合計	43,648
資本	
資本金	4,175
利益剰余金	125,943
自己株式	△4,788
その他の資本の構成要素	4,908
親会社の所有者に帰属する持分合計	130,239
非支配持分	1,756
資本合計	131,996
負債及び資本合計	175,644

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	146,157
売上原価	△123,291
売上総利益	22,866
販売費及び一般管理費	△15,624
その他の収益	851
その他の費用	△1,126
営業利益	6,966
金融収益	1,396
金融費用	△29
持分法による投資損益	△19
税引前当期利益	8,313
法人所得税費用	△3,668
当期利益	4,644
当期利益の帰属	4,644
親会社の所有者	4,462
非支配持分	182

連結持分変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				在外営業活動体の 換算差額	その他の包括利益を通じて公 正価値で測定する金融資産の 公正価値の変動
2020年4月1日時点の残高	4,175	123,579	△4,787	△5,122	3,024
当期利益	－	4,462	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	5,490	1,517
当期包括利益合計	－	4,462	－	5,490	1,517
自己株式の取得	－	－	△0	－	－
配当金	－	△2,434	－	－	－
その他の資本の 構成要素からの振替	－	335	－	－	△0
所有者との取引額合計	－	△2,098	△0	－	△0
2021年3月31日時点の残高	4,175	125,943	△4,788	367	4,541

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	確定給付制度の 再測定	合計			
2020年4月1日時点の残高	－	△2,098	120,869	1,617	122,486
当期利益	－	－	4,462	182	4,644
その他の包括利益	334	7,343	7,343	79	7,423
当期包括利益合計	334	7,343	11,805	262	12,067
自己株式の取得	－	－	△0	－	△0
配当金	－	－	△2,434	△123	△2,557
その他の資本の 構成要素からの振替	△334	△335	－	－	－
所有者との取引額合計	△334	△335	△2,434	△123	△2,558
2021年3月31日時点の残高	－	4,908	130,239	1,756	131,996

要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー：	
税引前当期利益	8,313
減価償却費及び償却費	13,567
減損損失	777
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△5,989
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	3,247
引当金の増減額（△は減少）	△2,880
その他	△989
小 計	16,046
その他	923
法人所得税の支払額	△3,999
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,971
II 投資活動によるキャッシュ・フロー：	
有形固定資産の取得による支出	△5,488
定期預金の預入による支出	△2,456
その他	△577
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,522
III 財務活動によるキャッシュ・フロー：	
配当金の支払額	△2,434
その他	△740
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,175
IV 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,273
V 現金及び現金同等物の期首残高	35,350
VI 現金及び現金同等物に係る換算差額	2,983
VII 現金及び現金同等物の期末残高	39,607

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 20社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 株式会社九州エフ・シー・シー
FCC (INDIANA), LLC
FCC (THAILAND) CO., LTD.
PT. FCC INDONESIA
FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITED |

(3) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 持分法適用会社の数 | 3社 |
| ② 主要な会社等の名称 | インドネシア光華興 |

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛富士士（中国）投資有限公司、成都永華富士離合器有限公司、上海中瑞・富士離合器有限公司、佛山富士離合器有限公司、FCC DO BRASIL LTDA.及びFCC AUTOMOTIVE PARTS DE MEXICO,S.A.DE C.V.の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して、連結決算を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品

(イ) 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、「FVTPL金融資産」）、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、「FVTOCI金融資産」）及び償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、FVTPL金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をもとに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産のうち、当初認識時に公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で表示することを選択した、売買目的ではない資本性金融商品についてはFVTOCI金融資産に分類しております。

(ii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。

一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(ロ) デリバティブ

為替レートの変動等によるリスクに対応するため、通貨スワップを契約しております。

なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ヘッジ会計が適用されないデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類され、当該分類に基づいて会計処理しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、原材料費、労務費及び製造経費等を含んでおります。

③ 有形固定資産

有形固定資産の測定には「原価モデル」を採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用に関する初期見積り費用等が含まれます。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始されます。

日常的に生じる有形固定資産の保守費用は、発生時に純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法で計上されます。

建物及び構築物	5～31年
機械装置及び運搬具	3～9年
工具、器具及び備品	2～6年

④ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、当初直接コスト等を調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は、リース期間にわたり定期的に、減価償却を行っております。

連結財政状態計算書において、使用権資産は「有形固定資産」に、リース負債は「その他の金融負債」に含めて表示しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

⑤ のれん及び無形資産

(イ) のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額を計上しております。のれんは償却を行わず、毎連結会計年度において減損テストを実施した結果、必要な場合は減損損失を計上しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

(ロ) 無形資産

無形資産の測定には「原価モデル」を採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を計上しております。

(i) 開発資産

開発活動で発生した支出は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却する能力
- ・無形資産が将来の経済的便益を創出するための蓋然性が高い方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

開発資産の当初認識額は、無形資産が上記の認識条件の全てを初めて満たした日から開発完了までに発生した費用の合計額であります。償却は、開発に費やした資金が回収されると見込まれる期間にわたり、定額法により行っております。償却方法及び耐用年数は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(ii) その他の無形資産

主としてソフトウェアを計上しております。ソフトウェアの償却は、使用可能となった時点より5年の見積耐用年数にわたり、定額法によって行っております。償却方法及び耐用年数は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑥ 減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、連結会計年度末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんは、回収可能価額を毎期同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位の統合しております。減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。

過去に認識した減損損失は、連結会計年度末日ごとに損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損損失の戻入れの兆候が存在する資産又は資金生成単位については、回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には減損損失の戻入れを行っております。減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。

⑦ 従業員給付

(イ) 確定給付制度

確定給付型の退職給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付制度債務の現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として、連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

また、当社グループは確定給付型の退職給付制度から生じる再測定について、その他の包括利益として認識し、ただちに利益剰余金に振り替えております。

(ロ) 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は要拠出額を当期の費用として認識しております。

(ハ) 複数事業主制度

自社の拠出に対応する制度資産の額を合理的に計算することができない制度であり、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(ニ) 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用処理しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

⑧ 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的債務及び推定債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、連結会計年度末日における債務に関する不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出を見積り、引当金を認識いたします。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、割引現在価値で測定しております。

⑨ 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、主として二輪車用クラッチ及び四輪車用クラッチの製造販売を行っており、当製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

⑩ 外貨換算

(イ) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる為替差額は、純損益として認識されます。

(ロ) 在外営業活動体の計算書類

連結計算書類を作成するために、当社グループ在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートを使用して日本円に換算されます。損益項目は、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートで換算されます。ただし、為替レートに著しい変動がある場合には、取引日の為替レートが使用されます。

為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。

在外営業活動体の為替換算差額の累積額は、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には純損益に振り替えております。

⑪ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の会計年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,213百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(イ) 算出方法

繰延税金資産は将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金(以下、一時差異等)に係る税額から将来の会計期間において回収が見込まれない税金の額を控除して計上しております。

なお、回収が見込まれないとして控除した額は、当該一時差異等のうち将来事業計画を基に見込まれる課税所得によりスケジューリングできないものとして判断したものです。

(ロ) 主要な仮定

今後の経済状況、事業環境の変化の業績への影響を見通すことは極めて困難であります。最善の見積りを行う上での一定の仮定として、ワクチンの普及等により今後、新型コロナウイルス感染症の収束が進み、経済状況が徐々に回復すると仮定し、将来課税所得の見積りを行うとともに、繰延税金資産の回収可能性について会計上の見積りを行っております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

現在想定しうる最善の予測に基づき繰延税金資産を計上しておりますが、今後の経済状況、事業環境の変化、新型コロナウイルス感染症の収束時期等によっては将来課税所得の額に大きな影響が発生し、繰延税金資産の回収可能性に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の額 288百万円（国内連結子会社）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(イ) 算出方法

減損の兆候のある資産又は資産グループについて減損の測定を行い、回収可能額が帳簿価額を下回る場合には当該差額を減損損失として計上しております。当社グループにおいては、その資産グループにおける回収可能額を使用価値により測定しておりますが、当該使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

なお、上記の減損金額の中には売却予定資産が含まれておりますが、このような場合には当該資産の正味見積売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該差額を減損損失として計上しております。

(ロ) 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の収束時期を含め、今後の経済状況の変化が当社グループの業績に及ぼす影響を見通すことは極めて困難であります。最善の見積りを行う上での一定の仮定として、上記減損対象会社が置かれる事業環境を考慮して、当初の事業計画に対して受注額を一定程度保守的に見た修正事業計画を用いて、見積将来キャッシュ・フローを算定しております。また、ワクチンの普及等により今後、新型コロナウイルス感染症の収束が進み、経済状況が徐々に回復すると仮定しております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記減損対象会社の将来の業績が、将来の不確実な経済状況や事業環境の変化によって影響を受ける可能性があり、当連結会計年度で計上した減損損失について、その回収可能性が高まった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、当該減損損失の戻入等による影響が発生する可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	7百万円
その他の金融資産（非流動資産）	57百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 144,842百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社の一部の国内連結子会社について、事業環境や収益性等を勘案し、当該国内連結子会社の取得時に認識したのれん及び、機械装置等を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（777百万円）として「その他の費用」に計上しております。

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 52,644,030株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,440	29	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	993	20	2020年9月30日	2020年11月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年6月22日開催の第91回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

配当金の総額	993百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月23日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う上で財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されております。当該リスクを回避または低減するために、当社グループでは一定の方針に基づきリスク管理を行っております。なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

① 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループが製造販売しているクラッチ製品の大半は、自動車産業及び二輪車産業向けであります。また、当社グループの売上収益に占める特定の顧客グループの割合は高いものとなっております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク管理

(イ) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開していることから、為替変動を起因として、機能通貨とは異なる通貨による取引によって損益及びキャッシュ・フローが影響を受けるリスク並びに、機能通貨とは異なる資本及び損益を機能通貨に換算する際に影響を受けるリスクに晒されております。こうしたリスクに対して、当社グループは為替変動のモニタリングを実施することによって為替変動によるリスクの軽減に努めております。

(ロ) 価格変動リスク

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

(ハ) 金利リスク

借入金は主に固定金利により調達されており、金利リスクが当社グループに与える影響は軽微であります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の測定方法

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債)

ヘッジ会計を適用していないデリバティブの公正価値は、取引先金融機関から入手した時価情報によっております。

(償却原価で測定される金融資産)

営業債権及びその他の債権、現金及び現金同等物については、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

その他の金融資産については、割引キャッシュ・フロー法またはその他適切な評価方法により測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上場株式の公正価値については連結会計年度末日の市場価格、非上場株式の公正価値については主として純資産価値に基づく評価方法、その他の金融資産については割引キャッシュ・フロー法またはその他適切な評価方法により測定しております。

(償却原価で測定される金融負債)

借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しております。上記以外の債務については、主として短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

② 金融商品の帳簿価額と公正価値

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、下表には含めておりません。

	帳簿価額	公正価値
長期借入金	1百万円	1百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分

2,621円16銭

(2) 基本的1株当たり当期利益

89円81銭

計算書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,900
電子記録債権	324
売掛金	7,619
有価証券	980
商品及び製品	726
仕掛品	688
原材料及び貯蔵品	2,540
前払費用	67
関係会社短期貸付金	5,781
その他	2,323
貸倒引当金	△2
流動資産合計	24,951
固定資産	
有形固定資産	
建物	4,854
構築物	323
機械及び装置	4,309
車輛運搬具	49
工具、器具及び備品	620
土地	3,878
建設仮勘定	300
有形固定資産合計	14,336
無形固定資産	
特許権	108
ソフトウェア	166
無形固定資産合計	274
投資その他の資産	
投資有価証券	3,372
関係会社株式	24,874
関係会社社債	5,846
出資金	4
関係会社出資金	3,069
従業員長期貸付金	121
関係会社長期貸付金	3,321
長期前払費用	34
繰延税金資産	10
その他	687
貸倒引当金	△772
投資その他の資産合計	40,570
固定資産合計	55,182
資産合計	80,133

科目	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	6
買掛金	2,915
短期借入金	7,207
未払金	660
電子記録債務	1,120
未払費用	344
未払法人税等	336
前受金	4
預り金	63
賞与引当金	1,129
その他	45
流動負債合計	13,834
固定負債	
退職給付引当金	116
資産除去債務	29
固定負債合計	145
負債合計	13,980
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,175
資本剰余金	
資本準備金	4,555
その他資本剰余金	10
資本剰余金合計	4,566
利益剰余金	
利益準備金	1,043
その他利益剰余金	
配当準備積立金	1,600
固定資産圧縮積立金	483
別途積立金	54,500
繰越利益剰余金	817
利益剰余金合計	58,445
自己株式	△4,788
株主資本合計	62,399
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,754
評価・換算差額等合計	3,754
純資産合計	66,153
負債純資産合計	80,133

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		34,224
売上原価		
製品期首たな卸高	858	
当期製品製造原価	25,520	
当期製品仕入高	377	
合計	26,756	
製品期末たな卸高	726	26,029
売上総利益		8,194
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	694	
給料及び手当	1,736	
賞与引当金繰入額	219	
退職給付費用	232	
減価償却費	92	
研究開発費	4,857	
その他	1,872	
営業損失		1,511
営業外収益		
受取利息	160	
受取資本利息	51	
有価証券利息	584	
受取配当金	3,432	
賃貸収入	9	
設備取次手数料	158	
為替差益	150	
技術指導料	36	
その他	146	
営業外費用		4,730
支払利息	22	
賃貸費用	2	
その他	17	
経常利益		3,175
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	
特別損失		2
固定資産除売却損	22	
関係会社株式評価損	696	
税引前当期純利益		2,460
法人税、住民税及び事業税	737	
過年度法人税等	316	
法人税等調整額	355	
当期純利益		1,050

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,175	4,555	10	4,566	1,043	1,600	484	54,500	2,200	59,829
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△0		0	－
固定資産圧縮積立金の積立										
別途積立金の積立										
剰余金の配当									△2,434	△2,434
当期純利益									1,050	1,050
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△0	－	△1,383	△1,383
当期末残高	4,175	4,555	10	4,566	1,043	1,600	483	54,500	817	58,445

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△4,787	63,783	2,170	2,170	65,953
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩			－		－
固定資産圧縮積立金の積立					
別途積立金の積立					
剰余金の配当		△2,434			△2,434
当期純利益		1,050			1,050
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,583	1,583	1,583
事業年度中の変動額合計	△0	△1,383	1,583	1,583	199
当期末残高	△4,788	62,399	3,754	3,754	66,153

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。

② たな卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～38年
機械及び装置	9年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に15年）による定率法により、発生年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用 国内において当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。
- ④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 10百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 貸倒引当金の計上

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 774百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
(イ) 算出方法
一部の海外子会社への貸付金に対して貸倒引当金を計上しておりますが、当該貸出先の将来事業計画により見積もられた将来キャッシュ・フロー、キャッシュ・ポジションの状況等を踏まえた回収計画に基づいて、一定の割引率を適用して算出した現在価値と帳簿価額の差額及び顧客から提示された生産計画の期間を超える期間の回収予定額については、一種の棚上げ債権としてその全額について貸倒引当金を計上しております。

(ロ) 主要な仮定

今後の経済状況、事業環境の変化の業績への影響を見通すことは極めて困難であります。最善の見積りを行う上での一定の仮定として、これまでの計画と実績の乖離状況を踏まえ、将来事業計画に一定の修正を加えた回収計画に基づいて当該貸倒引当金の見積りを行っております。

(ハ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

現在想定しうる最善の予測に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、今後の経済状況、事業環境の変化等によっては将来キャッシュ・フローの獲得に大きな影響が発生し、貸付金の回収、貸倒引当金の計上額に大きな影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,423百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	11,607百万円
② 長期金銭債権	9,168百万円
③ 短期金銭債務	873百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	22,121百万円
② 仕入高等	6,729百万円
③ 営業取引以外の取引高	4,259百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,956,099株	133株	一株	2,956,232株

(注) 当事業年度増加株式数の内訳 単元未満株式の買取り 133株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位: 百万円)

繰延税金資産	
関係会社株式	929
税務上の繰越欠損金	900
関係会社出資金	752
建物・設備	431
賞与引当金	337
土地	337
貸倒引当金	223
退職給付引当金	34
その他	468
小計	4,414
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△36
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,572
評価性引当額小計	△2,608
繰延税金資産合計	1,805
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,588
固定資産圧縮積立金	△205
その他	△1
計	△1,795
繰延税金負債合計	△1,795
繰延税金資産の純額	10

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
その他の関係会社	本田技研工業株式会社	86,067	各種自動車並びに内燃機関の製造・販売	(被所有) 直接 21.90	当社製品の販売並びに原材料及び部品の購入。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		当社製品の販売		9,574	売掛金	1,747

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ① 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- ② 販売価格の決定方法は、経済合理性に基づき市場価格及び当社の生産技術などを勘案して見積書を作成し、それを提出のうえ、価格交渉を行い決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	FCC (North America),INC.	42	米国における子会社の統括	所有 100.00 直接	役員の兼任及び資金援助あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		資金の貸付		－	短期貸付金	3,874
種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万メキシコペソ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	FCC AUTOMOTIVE PARTS DE MEXICO,S. A.DE C.V.	1,000	四輪車用クラッチ	所有 54.70 直接 間接 45.30	当社製品、部品及び原材料の販売。同社製品及び部品の購入。役員の兼任及び資金援助あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		資金の貸付		－	短期貸付金	1,107
		資金の貸付		－	長期貸付金	3,321
		増資の引受		1,195	－	－
種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万インドルピー)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LIMITED	3,875	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 100.00 直接	当社製品、部品及び原材料の販売。同社製品及び部品の購入。役員の兼任及び資金援助あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		当社製品の販売等		2,173	売掛金	869
		社債の引受		－	関係会社社債	5,846
		増資の引受		1,552	－	－

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万タイバツ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	FCC (THAILAND) CO.,LTD.	60	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 99.93 直接 0.07 間接	当社製品、部品及び原材料の販売。同社製品及び部品の購入。役員の兼任あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		受取配当金		1,040	-	-

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	PT. FCC INDONESIA	11	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 99.45 直接 0.55 間接	当社製品、部品及び原材料の販売。同社製品及び部品の購入。役員の兼任あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		受取配当金		1,012	-	-

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	FCC (VIETNAM) CO.,LTD.	25	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 90.00 直接	当社製品、部品及び原材料の販売。同社製品及び部品の購入。役員の兼任あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		受取配当金		722	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ① 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
- ② 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が価格を提示し、協議の上で決定しております。
- ③ 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ④ 増資の引受については、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,331円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円15銭 |

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社エフ・シー・シー
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山崎 貴史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフ・シー・シーの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エフ・シー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社エフ・シー・シー
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員	公認会計士	三枝 哲 ㊞
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山崎 貴史 ㊞
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフ・シー・シーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及び八に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

また、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員会にて四半期毎、会計監査人及び内部監査部長と監査状況について情報交換し、監査環境の整備に努めました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査活動の適切性及び妥当性を評価いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社エフ・シー・シー 監査等委員会

監査等委員（常勤） 松本隆次郎 ㊞

監査等委員 辻 慶典 ㊞

監査等委員 佐藤 雅秀 ㊞

監査等委員 杉山一統 ㊞

(注) 監査等委員辻 慶典氏、佐藤雅秀氏及び杉山一統氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラクトシティホテル浜松 4階「平安の間」
電話 (053) 459-0111

交通

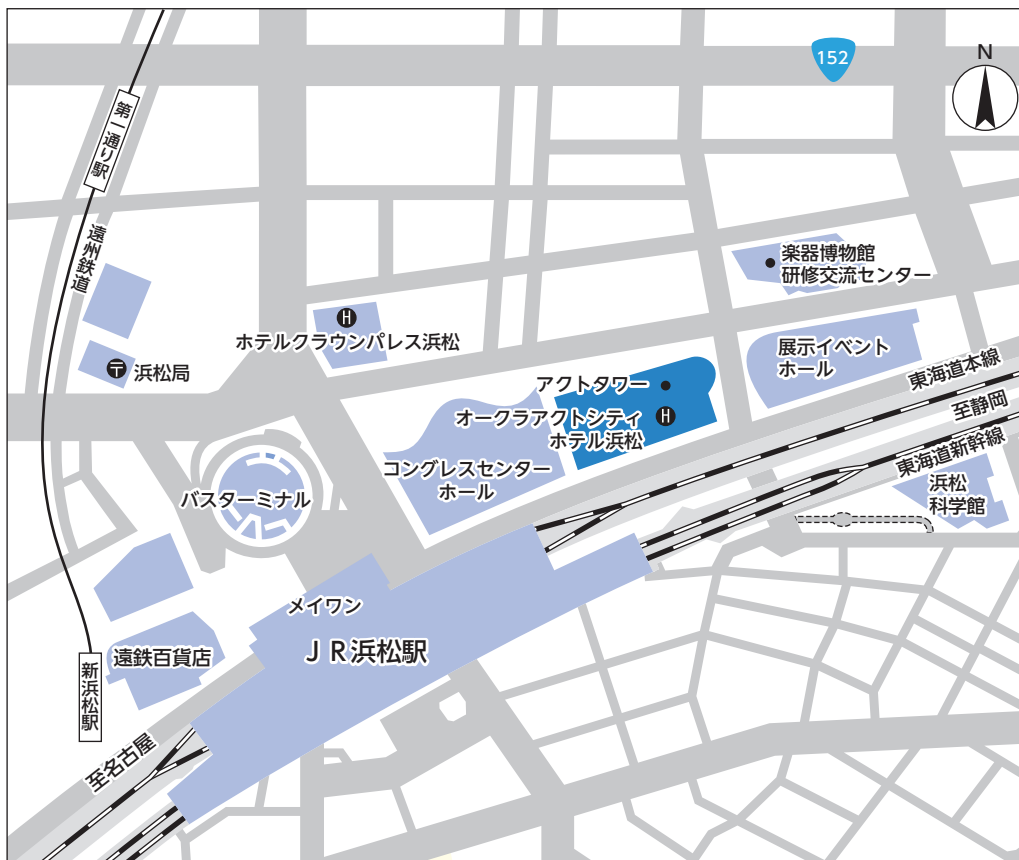
J R 浜松駅北口徒歩5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマホでご案内します。

目的地入力は不要です!

スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。